

産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付された方は 報告書の提出が義務付けられています

新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付者は、前年度のマニフェストの交付状況に関する報告書を都道府県知事又は政令市長に提出することが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 7 項の規定により義務付けられています。

1 報告内容及び様式

産業廃棄物を排出した事業場ごとに、毎年 6 月 30 日までに（平成 24 年は 6 月 30 日が休日のため 29 日までに提出願います）前年度に交付したマニフェストの交付等の状況に関する報告書を様式第三号により作成し、提出してください。様式及び記入方法は、県ホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/haikibutsu/1196093791105.html>）をご覧ください。下記の機関にお問い合わせください。

（注 1）新潟県に報告するものは、新潟市を除く新潟県内で排出した産業廃棄物の分だけです。新潟市で排出した分は新潟市に（表欄外参照）、新潟県外で排出した分は県外の各都道府県にそれぞれ報告してください。

（注 2）この報告書は、電子マニフェスト利用分については提出する必要はありません。

2 報告書の提出先・お問い合わせ先

「報告者」欄の所在地	名称	住所	電話番号 (FAX)
新発田市、村上市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、阿賀町、関川村、粟島浦村	新発田地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	0254-26-9139 (0254-26-6800)
三条市、加茂市、燕市、弥彦村、田上町	三条地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒955-0046 三条市興野 1-13-45	0256-36-2234 (0256-36-2235)
長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、出雲崎町、刈羽村	長岡地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒940-0865 長岡市四郎丸町 173-2	0258-38-2532 (0258-38-2671)
十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町	南魚沼地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒949-6623 南魚沼市六日町 620-2	025-772-8154 (025-772-2190)
上越市、糸魚川市、妙高市	上越地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒943-0807 上越市春日山町 3-8-34	025-524-4273 (025-524-6998)
佐渡市	佐渡地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒952-1555 佐渡市相川二町目浜町 20-1	0259-74-3428 (0259-74-4563)
新潟市、県外 (例：長岡営業所で排出した産業廃棄物について、新潟市にある本社が報告する場合)	新潟県 県民生活・環境部 廃棄物対策課	〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1	025-280-5161 (025-280-5740)

(参考：新潟市内の事業場で排出した産業廃棄物についての報告書の提出先・問い合わせ先)

〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町 602-1

新潟市環境部廃棄物対策課

電話：025-228-1000 内線 31411, 31412 FAX：025-230-0465